

第4次いちき串木野市 子ども読書活動推進計画

「1日20分読書運動」

～心に残る1冊の本との出会い～



令和2年3月

いちき串木野市教育委員会

第1章 計画策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠くことのできないものです。

そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

2 計画策定の背景

本市においても学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向が見られ、乳幼児からの読書習慣の形成が十分でないなどの課題も残っています。

また、近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があります。本市でも、児童生徒のスマートフォンなどの情報機器の利用状況は年々増加しており、スマートフォンの利用と読書の関係についても今後留意する必要があります。

国においては、読書の持つ計り知れない価値を認識するとともに、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることを定めました。翌年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）を定め、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

さらに国では、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成16年2月）を策定し、平成30年4月には第四次基本計画を公表しました。

また、県においては、これを踏まえ、平成16年2月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成30年12月に第4次計画を策定したところです。

このように、国・県においては、子どもの読書活動の推進への取組を積極的に進めている状況です。

このため、本市においても、子どもの読書活動を取り巻く環境や子どもや保護者の現状を把握し、子どもの読書活動の推進に向けた施策・事業を体系的にまとめた計画を策定する必要があります。平成19年1月に子ども読書活動推進計画を策定しました。その後、平成24年度に第2次計画を策定、平成29年3月に第3次計画を策定、それから3年を経過し、最近の子どもの読

書活動にかかる状況を踏まえ今回第4次計画を策定しました。

3 計画の目的

この計画は、本市の子どもたちが、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力が身につく」など多様な効果を持つ子どもの読書活動をより一層推進することを目指し、本市における子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向と具体的方策を明らかにし、関連する施策に総合的かつ体系的に取り組むことを目的として策定しました。

4 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の基本的な計画及び鹿児島県の第4次推進計画を基本に、本市の状況を踏まえて、「子どもの読書活動」について策定しました。

5 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進にかかわる保護者をはじめ、市民ボランティア、行政関係者等も対象としています。

6 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 いちき串木野市子ども読書活動推進計画の目標

子どもたち自身がたくさんの本に親しみ、読書のおもしろさ、素晴らしさを発見できるような環境をつくるために、子どもの読書活動を地域社会全体で取り組んでいけるよう、次の目標を掲げます。

(目標)

「1日20分読書」運動を通して「心に残る1冊の本」と出会えるよう取り組み、読書活動を推進していくこととします。

- ・ 児童生徒の読書量の現状を維持・向上させるとともに、読書に親しむ機会の拡充に努めます。

また、未就学児における家庭での読み聞かせの習慣化を促進します。



第4回市ビブリアバトル大会より



ブックスタート事業より

第3章 基本方針と計画体系

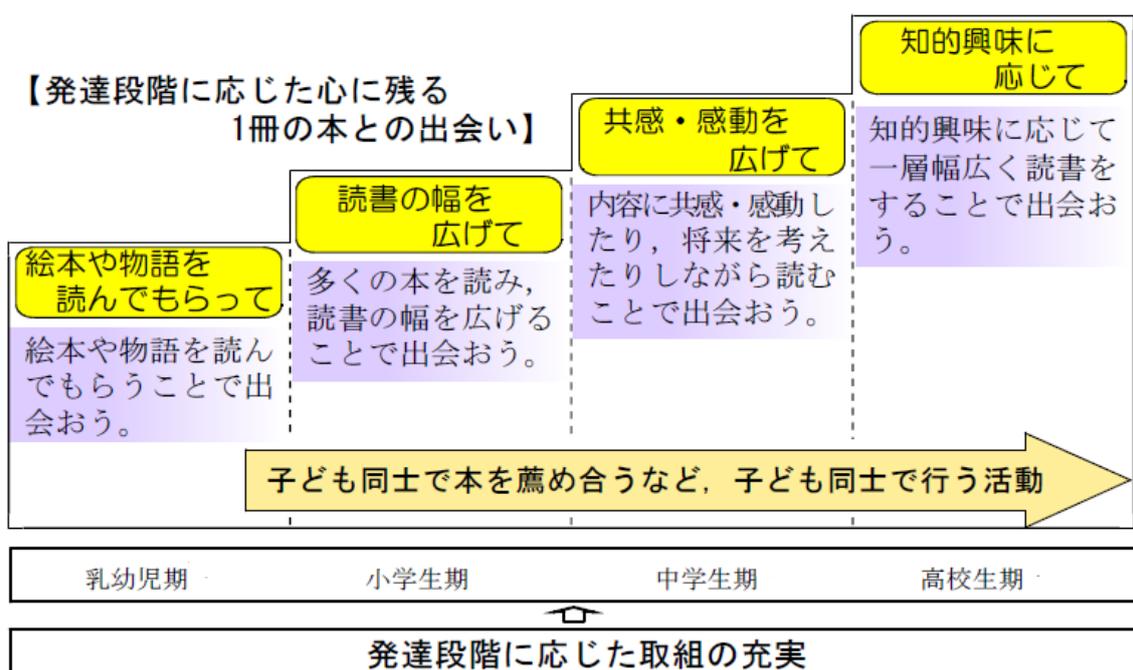
1 基本方針

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生期、中学生期、高校生期へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた効果的な取組を推進するとともに、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を推進し、主体的に本に関わる機会を増やしていくことが大切です。

さらに、じっくりと本を読み「心に残る1冊の本」と出会うことで、読書を楽しむ習慣が形成されていくと考えられます。

本市においては、「1日20分読書」運動を通して「心に残る1冊の本」と出会えるように取り組み、読書活動を推進していくこととします。



第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画より

本市では、子どもの読書活動推進の目標を実現するために、次の3つの基本方針に基づいて具体的な取り組みを進めます。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭、図書館、民間団体等を主体とする読書活動の連携を図り推進するとともに、図書館等の整備・充実に努めます。

また、家庭や地域において、「1日20分読書」、「うちどく(家読)」、「朝読み・夕読み」等の読書活動を促進し、読書に親しみ、家庭や地域社会で読書が習慣化していくよう取り組みます。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校における意図的・計画的な読書指導の充実に促し、学校図書館の整備・充実に努めるとともに、幼稚園、保育所(園)、認定こども園における読み聞かせ等の取組を促進し、子どもの主体的な読書態度の育成や読書習慣の形成を図ります。

(3) 子ども読書活動への理解と啓発活動の推進

子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、「子ども読書の日」を中心とした広報啓発活動に努め、市民の間に広く理解と関心を深め、読書活動の推進につながる市民意識の高揚を図ります。

【関連事項】

- ◎「1日20分読書」は、全ての子どもが毎日20分以上、本を読むことを目指す。
- ◎「うちどく(家読)」は、家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話すなど家族で読書の習慣を共有すること。
- ◎平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され4月23日を「子ども読書の日」と制定した。
- ◎鹿児島県図書館協会が「毎月23日を子どもとっしょに読書の日」と定めた。

2 計画体系

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

- ① 家庭における読書活動の推進
- ② 市立図書館等における子どもの読書活動の推進

(2) 市立図書館等の機能強化

- ① 住民サービスの向上
- ② 司書及び司書補の資質向上と研修の充実
- ③ 障害のある子どもの読書環境の整備・充実
- ④ 民間団体等の活動に対する支援

2 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における子どもの読書活動の推進

- ① 子どもの読書習慣の育成
- ② 家庭、地域との連携による読書活動の推進
- ③ 全職員の意識の高揚
- ④ 障害のある子どもの読書活動の推進

(2) 学校図書館の整備・充実

- ① 学校図書館の図書資料、施設、設備その他諸条件の充実
- ② 市立図書館や他の学校図書館との連携・協力

(3) 幼稚園や保育所（園）、認定こども園における子どもの読書活動の推進

- ① 読み聞かせ活動の推進
- ② 保護者に対する啓発活動の推進
- ③ 異年齢交流による読書活動の推進
- ④ 図書スペースの確保・運営

3 子ども読書活動への理解と啓発活動の推進

(1) 「子ども読書の日」等を中心とした広報啓発の推進

(2) 各種関連情報の収集・提供

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

① 家庭における読書活動の推進

〔施策の方向〕

子どもの読書活動は、日常の生活の中でいつも身近に1冊の本がある環境によって形成されるものです。

読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、子どもにとって身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。

また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには、テレビを消して読み聞かせをしたり、家族で好きな本について話し合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて「心に残る1冊の本」と巡り会えるように働き掛けることが望まれます。

- 家庭での実践として、「1日20分読書」運動への取組を推進し、我が家の「読書の日」、「読書の時間」等を設定し、家族みんなで読書に取り組みます。

※「絵本や物語を読んでもらって」を合い言葉に、「心に残る1冊の本」に出会えるように取り組みましょう。

- 家庭での読書活動を支援するため、ブックスタート事業など、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。
- 保護者の読書活動への関心を高めるため、家庭教育学級や諸行事、PTA研修会等を通して啓発を図ります。
- 保護者を対象とする読書の重要性の理解を促すための講座等を実施します。
- 読み聞かせやわらべ歌に親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供に努めます。
- 市役所・保健所等、乳児に関わる事業を行う施設において、本の紹介やチラシの配布等によって保護者の啓発を図ります。
- 乳幼児だけでなく、小学生から高校生までの発達段階に応じた本の紹介に努めます。

《 関連事業 》

ア 乳幼児健診の場を活用した読み聞かせやわらべ歌等の実施（ブッ

- ク スタート事業・セカンドブック事業など)
- イ 子育て支援事業と連携した関係機関における読み聞かせ等、親子が触れ合う機会の提供
 - ウ 地域における保護者を対象とした読書活動の意義や必要性を理解してもらうための講座の開設
 - エ 「1日20分読書」「うちどく(家読)」「朝読み・夕読み」等を推進し家族みんなで読書に取り組むための広報啓発活動

② 市立図書館等における子どもの読書活動の推進

〔施策の方向〕

市立図書館や市来分館は、子どもたちにとって、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識を得る場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書についての情報を得たりできる場であり、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。

さらに、定期的なお話会の実施、「子ども読書の日」をはじめとする読書週間等におけるイベントの開催、あるいは、読書グループの支援など、地域における子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

- 発達段階に応じた読書活動や図書館資料に関する情報提供に努めます。

子どもと本が会うきっかけづくりのために、広報紙やホームページを活用し、定期的なお話会やイベントの開催及び新刊案内やお薦めの本等の情報を積極的に提供します。

また、館内においては、職場体験の生徒が作成したポップやお薦めの本の紹介等を積極的に展示します。

- 学校図書館との連携・協力を努めます。

学校での読書活動が一層充実するように、団体貸出や移動図書館での図書館資料の提供を行うとともに、読み聞かせ、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)、アニメーション、ストーリーテリング等の読書活動や研修会等への支援を行います。

- 高校生の不読率改善に向けた取組に努めます。

高校生が薦める本のリストを作成し、ホームページに掲載したり、掲載された本のコーナーを設置したりするなど、友人同士で本を薦め合う活動を促進します。

- 図書館相互や関係機関との連携・協力を努めます。
子どもの読書環境をより充実させるために、図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用、行事や講座等の充実、資料の展示等、読書活動に資する取組を推進します。

《 関連事業 》

- ア 図書館の掲示物の充実
- イ 児童図書収集・提供
- ウ 図書館ホームページ・市広報紙等の充実
- エ 館内・移動おはなし教室等の実施
- オ 感想文・感想画コンクール、ビブリオバトル大会など各種事業の拡充
- カ 連携中枢都市事業による図書貸出しサービスの拡充
- キ 子どもを対象に本と出会うきっかけづくりとなる講座等の実施
- ク お話ボランティアグループ育成や活動ができる機会の提供

(2) 子どもの読書活動の推進のための市立図書館等の機能強化

① 住民サービスの向上

[施策の方向]

- 子どもの読書活動を推進するためには、それぞれの地域住民のニーズを踏まえ、図書館資料や施設等を計画的に整備・充実する必要があります。
 - ・ 図書館資料の充実
 - ・ 児童室、コーナー等の整備・充実
 - ・ 子どもたちが魅力を感じる掲示や展示の充実
- 家庭や学校からの図書館資料の検索を可能にするインターネット対応蔵書検索システムは、家庭や学校との連携を図る重要な手段となることから、その整備を促進するとともに、県立図書館横断検索システムへの加入を推奨します。
- 図書館から遠い地域に住んでいるなど、図書館に来ることが困難な子どもたちに読書の機会を与えるため、移動図書館によるサービスの充実に努めます。

《 関連事業 》

- ア 児童図書の充実
- イ 中・高校生向け図書コーナー（ヤングアダルトコーナー）の充実
- ウ 英語に関する本の整備
- エ 郷土史料の収集

- オ 男女共同参画に関する本の整備
- カ データベース化による蔵書検索システムの拡充
- キ 移動図書館車（ゆめはこぶくん）による学校図書館や団体・地域
全域への巡回貸し出し等サービスの充実

② 司書及び司書補の資質の向上と研修の充実

〔施策の方向〕

司書及び司書補は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、お話会やイベントの企画・実施、レファレンスなど、子どもの読書活動を推進するうえで極めて重要な役割を果たします。

市では、市立図書館・市来分館ともに、子どもや保護者の様々なニーズに適切に応えられる司書及び司書補の配置に努めます。また、司書研修の充実を図り、児童・青少年用図書等を含む図書館資料や読み聞かせ、ブックトークなどの子どもの読書活動に関する幅広い知識と技能を身に付けた司書及び司書補の育成に努めます。

《 関連事業 》

- ア 市立図書館・市来分館における司書及び司書補の適切な配置
- イ 司書及び司書補の研修の充実

③ 障害のある子どもの読書環境の整備・充実

〔施策の方向〕

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは、極めて重要なことです。

市では、点字資料や録音資料等の提供について、鹿児島県視聴覚障害者情報センターを活用するとともに、図書館利用の際の介助や対面朗読等を実施し、障害のある子どもの読書環境の整備に努めます。

《 関連事業 》

- ア 点字資料・録音資料等の整備
- イ 図書館利用の際の介助や対面朗読等の実施

④ 民間団体等の活動に対する支援

〔施策の方向〕

民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

市では、このような民間団体が活動をより充実できるよう支援する

とともに、公共性が高いと認められるものについては、活動の場を確保するため市立図書館・市来分館や中央公民館・市来地域公民館など公共施設の利用の便宜を図り、活動の促進を図ります。

子ども会の活動においても、年間活動計画に読書活動を取り入れるよう働きかけていきます。

《 関連事業 》

- ア 民間団体が活動できる場や機会の提供
- イ 民間団体が行う情報交換や合同研修会等への協力
- ウ 子ども会での読書活動の促進

関連事項

- ◎「ブックトーク」とは、あるテーマに沿ってお話をしながら、何冊かの本を紹介していく手法。
- ◎「書評合戦（ビブリオバトル）」とは発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定する、ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。
- ◎「アニメーション」とは、子どもたちの参加により行われる読書指導。ゲームや著者訪問等、様々な形があり、広がりを見せている。
- ◎「ストーリーテリング」とは、本を読むのではなく、覚えたお話を語りかけるように話して聞かせる手法。

2 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書習慣の育成

〔施策の方向〕

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習を通じて、読書活動が行われており、子どもの読書習慣を育成していくうえで大きな役割を担っています。

- 小・中・高等学校の各段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切であるため、「1日20分読書」運動、全校一斉読書（朝読書を含む。）等、職員等と児童生徒が読書する時間を設定し、取組の一層の普及と内容の充実を図ります。
- 学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力育成のため、各教科等の特質に応じた言語活動と読書活動を充実させることが求められています。

そこで、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

- 子どもが生涯にわたる読書週間を身に付け、読書の幅を広げられるよう、様々な図書に触れる機会を確保します。

そのために学校では、学校司書や読書指導担当教員を中心に、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の活動や、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等、児童生徒の実態に応じた様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

- 各教科等で学んだことを発展的に調べたり、読書によって慣れ親しんだりできるように、図書館の機能を充実させます。
- 委員会活動等、児童生徒が読書活動に主体的に取り組めるよう支援します。
- 小中連携の取組の中で、読書体験や読書活動の様子について情報交換を行ったり、読書活動を通じた児童生徒の交流を推進したりします。

《 関連事業 》

- ア 「1日20分読書」運動、全校一斉読書（朝読書を含む。）等、職員等と児童生徒が読書する時間の設定と工夫・改善
- イ 指導計画への学校図書館利用の位置付け
- ウ 読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の活動の推進
- エ 推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等、児童生徒の実態に応じた様々なジャンルへの読書の広がりを図る取組の推進

② 家庭、地域との連携による読書活動の推進

〔施策の方向〕

子どもの読書活動を支援していくために、学校が家庭、地域と連携し、一体となった読書活動を推進することが必要です。

親子読書にふさわしい本の紹介や、「1日20分読書」「うちどく（家読）」「朝読み・夕読み」等の家庭でできる読書推進策等の普及を促すとともに、学校における取組への支援を行います。また、PTAが主体となって活動している「親子読書グループ」などのお話ボランティアグループ・民間団体や市立図書館司書等の活用などを通じて、学校支援活動として取り組むなど、学校と地域が一体となった子ども

の読書活動の一層の推進を図っていきます。

関係機関との連携により、就学前の読書体験や読書習慣についての状況を把握し、小学校段階での計画的な読書活動につなげます。

《 関連事業 》

- ア 親子読書にふさわしい本の紹介や「1日20分読書」「うちどく（家読）」「朝読み・夕読み」等の読書推進普及の促進と支援
- イ お話ボランティアグループ・民間団体や市立図書館司書等の活用
の促進

③ 全職員の意識の高揚

[施策の方向]

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。そのことから、市立図書館や学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全職員の意識の高揚を図ることが重要です。

そのために、司書教諭や学校司書等と連携を図り、全校体制による読書指導の事例紹介に努めます。また、読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介などの紹介に努めるとともに、各学校における読書指導担当者等の部会や研修の充実に努めます。

《 関連事業 》

- ア 管理職研修会等での子ども読書推進計画の周知
- イ 読書指導担当者等の部会や研修の充実
- ウ 先進的事例の情報提供

④ 障害のある子どもの読書活動の推進

[施策の方向]

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるように支援する必要があります。

障害の状態に応じた選書や環境の工夫等の優れた実践例の紹介をします。

《 関連事業 》

- ア お話ボランティアグループによるおはなし会の実施
- イ 優れた実践例の紹介等

(2) 学校図書館の整備・充実

① 学校図書館の図書資料、施設、設備その他諸条件の整備・充実
〔施策の方向〕

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとしての機能と児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

○ 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の計画的な整備・充実に努めます。

○ 学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実に努めます。

○ 学校図書館の蔵書管理コンピューターや校内LANの整備に努めるとともに、インターネットを利用した公立図書館との情報の共有化を図ります。

○ 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関して、リーダーシップを強く発揮することが望まれます。

・ 児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての学校図書館の運営に努めます。

・ 学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立に努めます。

・ 推進委員会等、校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立に努めます。

・ 学校図書館活用に関する研修への職員の積極的な参加に努めます。

・ 図書館ボランティアの活用に努めます。

○ 学校図書館の地域への開放に努めます。

・ 平日における学校図書館の開放を推進します。

・ 長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放を促進します。

《 関連事業 》

ア 図書資料の充実

イ 施設・設備の整備・充実

ウ 機能の充実に資する人的環境の整備

エ 学校図書館開放の促進

② 市立図書館や他の学校図書館との連携・協力

[施策の方向]

市立図書館は、学校図書館にない多様な蔵書を持ち、読書指導の研修を積んだ職員が配置されているため、子どもの読書活動を一層推進していくためには、学校図書館と市立図書館の連携・協力が重要です。

市立図書館の団体貸し出し制度や、図書館職員による学校での読み聞かせなどの活用を推進します。

また、学校図書館同士の連携・協力を図り、自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習における多様な図書資料が必要な場合等、近隣の学校図書館と協力し合う体制づくりに努めます。

《 関連事業 》

ア 市立図書館からの団体貸出の積極的な活用

イ 図書館職員の積極的な活用

ウ 学校図書館同士における図書資料の相互貸借の促進

(3) 幼稚園や保育所（園）、認定こども園における子どもの読書活動の推進

① 読み聞かせ活動の推進

[施策の方向]

乳幼児期における読み聞かせ等の読書活動の推進にあたっては、保護者はもとより、幼稚園・保育所（園）、認定こども園の教諭・保育士が担う役割は重要です。

幼稚園・保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児期の読書の重要性を鑑み、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行う必要があります。そのために、教諭・保育士の幼児期における読書の重要性の理解と資質向上を図るとともに、幼稚園・保育所（園）、認定こども園で行われている乳幼児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進します。また、小学校入学を前に行われている幼保小連絡会の機会等を利用して、乳幼児の読書習慣や読書活動の様子についても情報連携を積極的に図ります。

《 関連事業 》

ア 読み聞かせの推進

イ 市立図書館からの団体貸出の積極的な活用

- ウ 教諭・保育士の理解促進と資質向上
- エ 幼保小連絡会での情報連携

② 保護者に対する啓発活動の推進

〔施策の方向〕

幼児期において、子どもが絵本等の楽しさと出会い読書習慣をつくるうえで、また、親子のコミュニケーションを深めるうえでも、家庭において保護者が読み聞かせを行うことは重要です。

幼稚園・保育所（園）、認定こども園においても、園便りや保護者会等を通じて、読み聞かせなど1日20分程度、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや意義について広く普及する取組を促進します。

《 関連事業 》

- ア 家庭での読み聞かせ等の普及・啓発活動の促進

③ 異年齢交流による読書活動の推進

〔施策の方向〕

地域社会における児童生徒数の減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。

小・中学生が乳幼児とふれあう中で、自分たちも保護者に愛情をもって大切に育てられたということを知り、他人にも優しく接することができるような人間を育成することなどを目的とした乳幼児とのふれあい学習活動等が活発に行われています。

このような異年齢交流も視点に置き、小学生・中学生が幼稚園・保育所（園）、認定こども園の読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるような工夫や取組を推進します。

《 関連事業 》

- ア 異年齢交流による読み聞かせ等の読書活動の推進

④ 図書スペースの確保・運営

〔施策の方向〕

幼稚園や保育所（園）、認定こども園においても、子どもが絵本や物語に親しむ機会を確保することが必要です。

安心して図書に触れることができるようなスペースの確保や図書の充実を促進するとともに、保護者・ボランティア等と連携・協力して

読書環境の整備が図られよう努めます。

市立図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していきます。

《 関連事業 》

ア 読書スペースの確保や図書の充実の促進

イ 保護者・ボランティア等の協力を得た読書活動の推進

ウ 選書にあたっての図書館の活用促進

3 子ども読書活動への理解と啓発活動の促進

(1) 「子ども読書の日」等を中心とした広報啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）で定められたものです。子どもの読書活動に対する関心が高まるこの時期に、市や学校、図書館等において、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい行事・イベントなどの実施に努めます。

国・県との連携のもと、ポスター・リーフレット等の作成・配布などにより、「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」などの取組をはじめ、市民に対する広報啓発活動に努めます。

(2) 各種関連情報の収集・提供

子どもの読書活動を推進するために、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集するとともに、市立図書館や市のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の状況や学校・図書館・民間団体等における様々な取組を広く提供します。

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の目的	2
4	計画の位置付け	2
5	計画の対象	2
6	計画の期間	2
第2章	いちき串木野市子ども読書活動推進計画の目標	3
第3章	基本方針と計画体系	4
1	基本方針	4
(1)	家庭や地域における子どもの読書活動の推進	5
(2)	学校等における子どもの読書活動の推進	5
(3)	子どもの読書活動への理解と啓発活動の推進	5
2	計画体系	6
第4章	子どもの読書活動推進のための具体的方策	7
1	家庭、地域における子どもの読書活動の推進	7
(1)	家庭、地域における子どもの読書活動の推進	7
①	家庭における読書活動の推進	7
②	市立図書館等における子どもの読書活動の推進	8
(2)	市立図書館等の機能強化	9
①	住民サービスの向上	9
②	司書及び司書補の資質向上と研修の充実	10
③	障害のある子どもの読書環境の整備・充実	10
④	民間団体等の活動に対する支援	10
2	学校等における子どもの読書活動の推進	11
(1)	学校における子どもの読書活動の推進	11
①	子どもの読書習慣の育成	11
②	家庭、地域との連携による読書活動の推進	12
③	全職員の意識の高揚	13
④	障害のある子どもの読書活動の推進	13
(2)	学校図書館の整備・充実	14
①	学校図書館の図書資料、施設、設備	
	その他諸条件の整備・充実	14
②	市立図書館や他の学校図書館との連携・協力	15

(3) 幼稚園や保育所(園)、認定こども園	
における子どもの読書活動の推進	15
① 読み聞かせ活動の推進	15
② 保護者に対する啓発活動の推進	16
③ 異年齢交流による読書活動の推進	16
④ 図書スペースの確保・運営	16
3 子ども読書活動への理解と啓発活動の推進	17
(1) 「子ども読書の日」等を中心とした広報啓発の推進	17
(2) 各種関連情報の収集・提供	17